申請年月日 年 月 日

### 移住支援金交付申請書

西予市移住支援金交付要綱の規定に基づき、移住支援金の交付を申請します。

### 1 申請者欄

フリガナ		生年月日					
氏名		西暦 年 月 日					
住所	T	電話 番号					
メールアドレス							

### 2 移住支援金の内容(該当する欄に○を付けてください)

単身・世帯	単身	世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の 人数(1の申請者は含まない)	人
移住支援金	就業	起業	上記家族の人数のうち18歳未満の者 の人数	人
の種類	テレワーク			

# 3 各種確認事項(該当する欄に○を付けてください) \*\*

別紙1「移住支援金の交付申請に関する誓 約事項」に記載された内容について	A. 誓約する	B. 誓約しない
別紙2「愛媛県移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	A. 同意する	B. 同意しない
申請日から5年以上継続して、西予市に居住し、かつ、就業・起業する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
(就業の場合のみ記載) 就業先の法人の代表者又は取締役などの経 営を担う者との関係	A. 3親等以内の 親族に該当しない	B. 3親等以内の 親族に該当する
(テレワークの場合のみ記載) 西予市の移住の意志について	A. 自己の意志で ある	B. 所属からの命 令である。

<sup>※</sup> 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

## 4 転出元の住所

住所	₸

5 (東京23区の在勤者に該当する場合のみ記載)東京23区への在勤履歴 ※直近1年以上かつ通算5年以上の在勤履歴を記載

期間	就業先	就業地

※東京23区への在勤後、移住前に東京23区以外での在勤履歴があれば記入してください。ただし、当該在勤履歴がある場合、移住支援金の支給対象となりません。

6 (テレワークによる移住者のみ記載)移住後の生活状況

勤務先部署			
住所	₸		
勤務先へ行く頻度	週・月・年	回程度 / 行くことはない / その他(	)

管理コード(愛媛県及び西予市使用欄)	

### 移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 愛媛県移住支援事業に関する報告及び立入調査について、愛媛県及び西予市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、西予市移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
- (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合:全額
- (2) 移住支援金の申請日から3年未満に西予市以外の市区町村に転出した場合:全額
- (3)移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合:全額
- (4) 西予市移住支援金交付要綱に基づく交付決定を取り消された場合:全額
- (5)移住支援金の申請日から3年以上5年以内に西予市以外の市区町村に転出した場合: 半額

## 愛媛県移住支援事業に係る個人情報の取扱い

愛媛県及び西予市は、愛媛県移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、愛媛 県及び西予市が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施の ために利用します。

また、愛媛県及び西予市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

年 月 日 西予市長 様 所在地 事業者名 印 代表者名 電話番号 担当者

就業証明書 (移住支援金の申請用)

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	週20時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は取締約などの経営を担う者との関係※マッチングサイト掲載求人の場合	3親等以内の親族に該当しない
※プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事	目的達成後に離職することが前提ではない
業を利用している場合のみ	□ プロフェッショナル人材事業 □ 先導的人材マッチング事業

愛媛県移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、愛媛県及び西予市の求めに応じて、愛媛県及び西予市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

年 月 日

西予市長 様

所在地 事業者名 代表者名 電話番号 担当者

就業証明書 (移住支援金の申請用)

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所 (移住前)	
勤務者住所 (移住後)	
勤務先部署の 所在地	
勤務先電話番号	
移住の意思	所属先企業等からの命令(転勤、出向、出張、研修等含む)ではない
テレワーク交付金	勤務者に地方創生テレワーク交付金による資金提供をしていない

愛媛県移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、愛媛県及び西予市の 求めに応じて、愛媛県及び西予市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

年 月 日

様

#### 西予市長

### 西予市移住支援金の交付決定通知書

西予市移住支援金交付要綱の規定に基づき、以下のとおり移住支援金を交付することを 決定しましたのでお知らせいたします。

振込予定日 年月日

※指定の振込口座に入金されるまでに、数日かかる場合がございます。御了承ください。 ※移住支援金は、ご登録いただいた以下の口座に振り込みます。

振込先金融機関名:

振込先口座番号(下3桁):

振込先口座名義:

## (備考)

- 1 西予市は、西予市移住支援金交付要綱の規定に基づき、以下の場合には、移住支援金 の全額又は半額の返還を請求します。
  - ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合:全額
  - 申請日から3年未満に西予市以外の市区町村に転出した場合:全額
  - ・申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合:全額
  - ・愛媛グローカルビジネス創出支援事業実施要領に基づく起業支援金の交付決定を取り 消された場合:全額
  - ・申請日から3年以上5年以内に西予市以外の市区町村に転出した場合:半額
- 2 西予市は、西予市移住支援金交付要綱の規定に基づき、愛媛県移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。
- 3 フラット 35 地方移住支援型の金利引下げの適用について

- ・この通知書はフラット35地方移住支援型の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金の返還を請求された場合はフラット 35 地方移住支援型の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金を受領した方に対するフラット 35 地方移住支援型の金利引下げ制度の適用 を受けるためには、交付決定日から 5 年以内に取扱金融機関への申込が必要となりま す。
- 4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について
  - ・この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
  - ・移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の 特別利率の適用を受けられない場合があります。

管理コード	

年 月 日

西予市長 様

申請者住所氏名印電話番号

# 西予市移住支援金請求書

年 月 日付けで西予市移住支援金交付決定通知があった標記補助金について、西予市移住支援金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 2 交付請求額 ¥

## 【口座振込先】

· -		
金融機関名	銀行・金庫	支店
預金種別	普通 • 当座	
口座番号		
ふりがな		
口座名義人		

※口座名義人は申請者(請求者)と同一であること。

申請年月日 年 月 日

## 移住支援金交付決定通知書再交付申請書

西予市移住支援金交付要綱の規定に基づき、移住支援金交付決定通知書の再交付を申請します。

## 1 申請者欄

フリガナ		生年月日					
氏名		西	暦	年	月	目	
住所	₸	電話 番号					
メールアドレス							
再交付が必要な 理由							

## 2 移住支援金の内容(該当する欄に○を付けてください)

単身・世帯	単身	世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の 人数 (1の申請者は含まない)	人
移住支援金 の種類	就業	起業	上記家族の人数のうち18歳未満の者 の人数	人
	テレワーク			

管理コード (愛媛県及び西予市使用欄)	